

# 少年非行の概要

(令和3年中)



ジャンパード警部

コナツさん

スナオくん

シェリー巡査

少年育成課 マスコットキャラクター

神奈川県警察本部

# 目 次

## 第 1 本県の刑法犯少年の検挙・補導人員の推移

## 第 2 本県の少年人口

## 第 3 非行少年

本県の非行少年検挙・補導状況

## 第 4 刑法犯

- 1 全国の刑法犯少年の検挙・補導状況
- 2 刑法犯少年の検挙・補導状況
- 3 刑法犯少年の学職別検挙・補導状況
- 4 刑法犯少年の年齢別検挙・補導状況
- 5 刑法犯少年の人口比（犯罪少年）
- 6 刑法犯少年の男女別検挙状況（犯罪少年）
- 7 刑法犯少年の罪種別検挙状況（犯罪少年）
  - (1) 凶悪犯の学職別検挙状況（犯罪少年）
  - (2) 粗暴犯の学職別検挙状況（犯罪少年）
  - (3) 窃盗犯の学職別検挙状況（犯罪少年）
  - (4) 街頭犯罪の検挙状況（犯罪少年）
  - (5) 刑法犯に占める初発型非行の割合（犯罪少年）
  - (6) 再犯者率（犯罪少年）
  - (7) 共犯率（犯罪少年）
- 8 触法少年の補導状況
  - (1) 刑法犯少年の罪種別補導状況（触法少年）
  - (2) 刑法犯少年の学職別補導状況（触法少年）

## 第 5 特別法犯

- 1 特別法犯少年の検挙状況（犯罪少年）
- 2 特別法犯少年の学職別検挙状況（犯罪少年）
- 3 特別法犯少年の年齢別検挙状況（犯罪少年）
- 4 薬物乱用少年の学職別検挙状況（犯罪少年）
- 5 触法少年の補導状況
  - (1) 特別法犯少年の補導状況（触法少年）
  - (2) 特別法犯少年の学職別補導状況（触法少年）

## 第 6 ぐ犯少年

- 1 ぐ犯少年の補導状況
- 2 ぐ犯少年の学職別補導状況

## **第7 不良行為少年**

- 1 不良行為少年の推移
- 2 不良行為少年の行為別補導状況
- 3 不良行為少年の年齢別補導状況
- 4 不良行為少年の場所別補導状況

## **第8 校内暴力事件**

- 1 校内暴力事件の検挙・補導状況
- 2 校内暴力事件の態様別検挙・補導状況

## **第9 少年の福祉を害する犯罪**

- 1 福祉犯の推移
- 2 福祉犯の法令別検挙状況
- 3 主な法令別検挙状況
  - (1) 児童買春・児童ポルノ法
  - (2) 神奈川県青少年保護育成条例
  - (3) 刑法犯
- 4 被害少年
  - (1) 法令別被害状況
  - (2) 学職別被害状況

## **第10 少年相談**

- 1 少年相談の推移
- 2 内容別相談状況
- 3 対象少年の学職別相談状況

# 凡 例

## 用語の意義

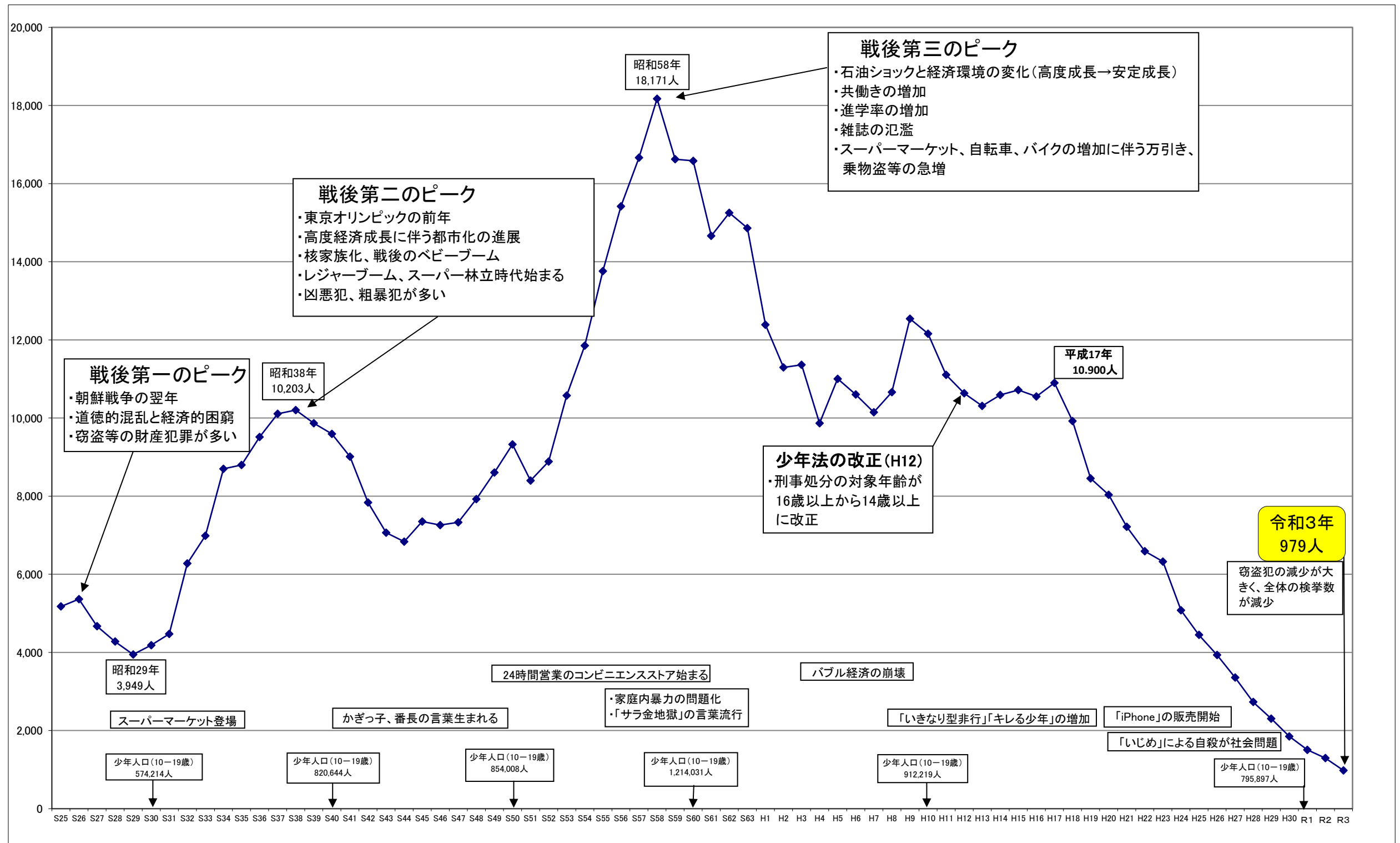
- 非行少年 …… 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称
- 犯罪少年 …… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触法少年 …… 刑罰法令（刑法犯、特別法犯）に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ犯少年 …… 少年法に定める一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 刑法犯少年 …… 刑法犯の罪を犯した犯罪少年及び触法少年
- 特別法犯少年… 特別法犯の罪を犯した犯罪少年及び触法少年
- 不良行為少年… 非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 刑法犯 …… 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪
- 特別法犯 …… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪
- 凶悪犯 …… 殺人、強盗、放火及び強制性交等の罪
- 粗暴犯 …… 暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合の罪
- 知能犯 …… 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯 …… 賭（と）博及びわいせつの罪
- 福祉犯 …… 児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する罪

## 法令の名称

- 風営適正化法 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- 迷惑行為防止条例 …… 神奈川県迷惑行為防止条例
- 青少年保護育成条例 …… 各都道府県が定める青少年保護育成条例
- 出会い系サイト規制法 …… インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 児童買春・児童ポルノ法 …… 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

- ※ 冊子中、令和元年の表記には平成31年のものを含む。
- ※ 本資料の図表における構成比（％）については、四捨五入の関係で、合計の数値が必ずしも100％とはならない。
- ※ 表中の「—」は、数値が得られなかったものを示す。  
（ ）内は、女子の内数を示す。  
▲印は、減少を示す。

# 神奈川県の子供犯罪少年の検挙・指導人員の推移



## 第2 本県の少年人口

本県の少年人口（14～19歳）は、年々減少しています。

表2 少年人口の年齢別推移 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年
合計	1,553,270	1,538,132	1,524,407	1,509,469	1,489,608
少年人口(14-19歳)	505,156	500,622	496,076	489,134	484,910
14歳未満	1,048,114	1,037,510	1,028,331	1,020,335	1,004,698
年少少年	161,878	160,204	157,665	152,944	153,083
14歳	80,312	79,529	77,810	74,829	77,886
15歳	81,566	80,675	79,855	78,115	75,197
中間少年	166,876	166,144	162,629	160,997	157,997
16歳	84,239	81,699	80,778	80,042	78,454
17歳	82,637	84,445	81,851	80,955	79,543
年長少年	176,402	174,274	175,782	175,193	173,830
18歳	85,760	84,647	86,770	84,061	82,551
19歳	90,642	89,627	89,012	91,132	91,279

(令和3年1月1日現在：神奈川県公式ホームページより)

### 第3 非行少年

#### 本県の非行少年検挙・補導状況

令和3年中の本県の非行少年の検挙・補導人員は1,517人で、前年に比べ271人(15.2%)減少しています。

表3 非行少年の推移

(人)

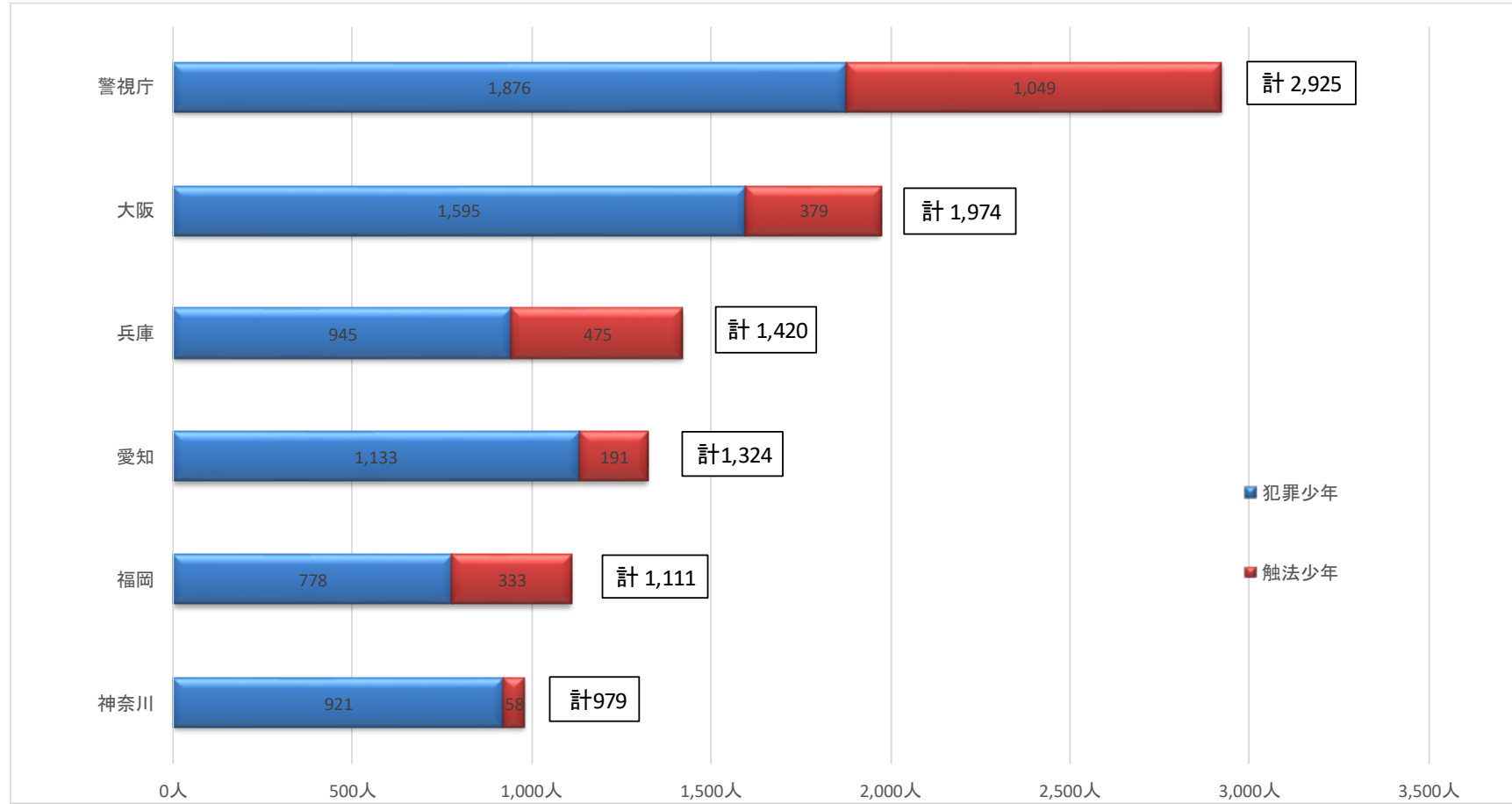
		29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数		2,814 ( 367)	2,352 ( 336)	1,953 ( 195)	1,788 ( 215)	1,517 ( 212)	▲271 ( ▲3)	▲15.2 ( ▲1.4)
刑法犯	犯罪少年	2,135 ( 267)	1,704 ( 238)	1,409 ( 152)	1,245 ( 151)	921 ( 144)	▲324 ( ▲7)	▲26.0 ( ▲4.6)
	触法少年	171 ( 26)	146 ( 30)	97 ( 6)	50 ( 6)	58 ( 11)	8 ( 5)	16.0 ( 83.3)
	計	2,306 ( 293)	1,850 ( 268)	1,506 ( 158)	1,295 ( 157)	979 ( 155)	▲316 ( ▲2)	▲24.4 ( ▲1.3)
特別法犯	犯罪少年	500 ( 72)	494 ( 66)	441 ( 37)	487 ( 58)	533 ( 55)	46 ( ▲3)	9.4 ( ▲5.2)
	触法少年	2 ( 0)	4 ( 0)	4 ( 0)	3 ( 0)	4 ( 2)	1 ( 2)	33.3 —
	計	502 ( 72)	498 ( 66)	445 ( 37)	490 ( 58)	537 ( 57)	47 ( ▲1)	9.6 ( ▲1.7)
ぐ 犯		6 ( 2)	4 ( 2)	2 ( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	▲2 ( 0)	▲66.7 —

## 第4 刑法犯

### 1 全国の刑法犯少年の検挙・補導状況

令和3年中の本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は979人で、全国で6番目となっています。

図4-1 全国の刑法犯少年（検挙・補導人員上位6都府県）検挙・補導状況



### 2 刑法犯少年の検挙・補導状況

令和3年中の本県の刑法犯少年の検挙・補導人数は979人で、前年に比べ316人(24.4%)減少しています。

表4-2 刑法犯少年の検挙・補導状況

(人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	2,306 ( 293)	1,850 ( 268)	1,506 ( 158)	1,295 ( 157)	979 ( 155)	▲ 316 ( ▲ 2)	▲ 24.4 ( ▲ 1.3)
凶悪犯	29	26	36	42	27	▲ 15	▲ 35.7
構成比(%)	1.3	1.4	2.4	3.2	2.8	—	—
粗暴犯	239	307	253	208	188	▲ 20	▲ 9.6
構成比(%)	10.4	16.6	16.8	16.1	19.2	—	—
窃盗犯	1,409	1,030	811	656	464	▲ 192	▲ 29.3
構成比(%)	61.1	55.7	53.9	50.7	47.4	—	—
知能犯	67	75	70	45	74	29	64.4
構成比(%)	2.9	4.1	4.6	3.5	7.6	—	—
風俗犯	41	42	45	45	40	▲ 5	▲ 11.1
構成比(%)	1.8	2.3	3.0	3.5	4.1	—	—
その他	521	370	291	299	186	▲ 113	▲ 37.8
構成比(%)	22.6	20.0	19.3	23.1	19.0	—	—



### 3 刑法犯少年の学職別検挙・補導状況

令和3年中の本県の刑法犯少年の学職別では、高校生が404人（41.3%）と最も多く、次いで中学生が179人（18.3%）となっており、中学生と高校生で全体の59.6%を占めています。

表4-3 刑法犯少年の学職別検挙・補導状況 (人)

		2年		3年		増減数	増減率(%)
総	数	1,295 (157)	構成比(%) (1.3)	979 (155)	構成比(%) (2.6)	▲316 (▲2)	▲24.4 (▲1.3)
児童・生徒・学生	小学生	17 (2)	1.3 (1.3)	20 (4)	2.0 (2.6)	3 (2)	17.6 (100.0)
	中学生	237 (46)	18.3 (29.3)	179 (39)	18.3 (25.2)	▲58 (▲7)	▲24.5 (▲15.2)
	高校生	561 (66)	43.3 (42.0)	404 (61)	41.3 (39.4)	▲157 (▲5)	▲28.0 (▲7.6)
	その他の学生	103 (3)	8.0 (1.9)	78 (12)	8.0 (7.7)	▲25 (9)	▲24.3 (300.0)
	小計	918 (117)	70.9 (74.5)	681 (116)	69.6 (74.8)	▲237 (▲1)	▲25.8 (▲0.9)
有職少年	228 (22)	17.6 (14.0)	169 (18)	17.3 (11.6)	▲59 (▲4)	▲25.9 (▲18.2)	
無職少年	149 (18)	11.5 (11.5)	129 (21)	13.2 (13.5)	▲20 (3)	▲13.4 (16.7)	

備考 触法少年を含む。

#### 4 刑法犯少年の年齢別検挙・補導状況

令和3年中の本県の刑法犯少年の年齢別では、16歳が211人（21.6%）と最も多く、次いで17歳が184人（18.8%）となっており、16歳と17歳の中間少年が全体の40.4%、18歳と19歳の年長少年が全体の28.4%となっています。

表4-4 刑法犯少年の年齢別検挙・補導状況 (人)

		2年		3年		増減数	増減率(%)
総数		1,295 (157)	構成比(%)	979 (155)	構成比(%)	▲316 (▲2)	▲24.4 (▲1.3)
犯 罪 少 年	19歳	174 (13)	13.4 (8.3)	123 (13)	12.6 (8.4)	▲51 (0)	▲29.3 (0.0)
	18歳	196 (18)	15.1 (11.5)	155 (22)	15.8 (14.2)	▲41 (4)	▲20.9 (22.2)
	17歳	280 (38)	21.6 (24.2)	184 (31)	18.8 (20.0)	▲96 (▲7)	▲34.3 (▲18.4)
	16歳	283 (31)	21.9 (19.7)	211 (32)	21.6 (20.6)	▲72 (1)	▲25.4 (3.2)
	15歳	195 (27)	15.1 (17.2)	160 (23)	16.3 (14.8)	▲35 (▲4)	▲17.9 (▲14.8)
	14歳	117 (24)	9.0 (15.3)	88 (23)	9.0 (14.8)	▲29 (▲1)	▲24.8 (▲4.2)
触 法 少 年	13歳	29 (4)	2.2 (2.5)	31 (6)	3.2 (3.9)	2 (2)	6.9 (50.0)
	12歳	15 (0)	1.2 (0.0)	11 (2)	1.1 (1.3)	▲4 (2)	▲26.7 (—)
	11歳	1 (1)	0.1 (0.6)	6 (2)	0.6 (1.3)	5 (1)	500.0 (100.0)
	10歳	1 (0)	0.1 (0.0)	2 (0)	0.2 (0.0)	1 (0)	100.0 (—)
	9歳	2 (0)	0.2 (0.0)	1 (0)	0.1 (0.0)	▲1 (0)	▲50.0 (—)
	8歳以下	2 (1)	0.2 (0.6)	7 (1)	0.7 (0.6)	5 (0)	250.0 (0.0)

#### 5 刑法犯少年の人口比（犯罪少年）

令和3年中の本県の犯罪少年の人口比は1.9で、年々減少しています。

表4-5 刑法犯少年の人口比 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年
人口総数(14歳以上)	8,099,286	8,125,769	8,153,294	8,182,252	8,231,639
検挙人員(犯罪少年+成人)	14,431	12,734	11,128	11,117	10,566
人口比	1.8	1.6	1.4	1.4	1.3
少年人口(14-19歳)	505,156	500,622	496,076	489,134	484,910
犯罪少年検挙人員	2,135	1,704	1,409	1,245	921
人口比	4.2	3.4	2.8	2.5	1.9
成人人口(20歳以上)	7,594,130	7,625,147	7,657,218	7,693,118	7,746,729
成人検挙人員	12,296	11,030	9,719	9,872	9,645
人口比	1.6	1.4	1.3	1.3	1.2
少年の占める割合(%)	14.8	13.4	12.7	11.2	8.7

備考 人口比とは、表中に該当する年齢の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

## 6 刑法犯少年の男女別検挙状況(犯罪少年)

本県の刑法犯少年の女子の検挙人員は、過去5年において、刑法犯少年全体の10%~16%内で推移しています。

表4-6 刑法犯少年の男女別検挙状況の推移 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年
総数	2,135	1,704	1,409	1,245	921
男子	1,868	1,466	1,257	1,094	777
女子	267	238	152	151	144
占める割合(%)	12.5	14.0	10.8	12.1	15.6

備考 触法少年を除く。

## 7 刑法犯少年の罪種別検挙状況(犯罪少年)

令和3年中の本県の刑法犯少年のうち、窃盗犯で検挙された少年が443人(48.1%)と最も多く、次いで粗暴犯が179人(19.4%)となっています。

表4-7 刑法犯少年の罪種別検挙状況 (人)

	2年		3年		増減数	増減率(%)
総数	1,245 (151)	構成比(%)	921 (144)	構成比(%)	▲324 (▲7)	▲26.0 (▲4.6)
凶悪犯	40 (1)	3.2 (0.7)	25 (1)	2.7 (0.7)	▲15 (0)	▲37.5 (0.0)
粗暴犯	192 (14)	15.4 (9.3)	179 (20)	19.4 (13.9)	▲13 (6)	▲6.8 (42.9)
窃盗犯	636 (110)	51.1 (72.8)	443 (90)	48.1 (62.5)	▲193 (▲20)	▲30.3 (▲18.2)
知能犯	45 (4)	3.6 (2.6)	73 (11)	7.9 (7.6)	28 (7)	62.2 (175.0)
風俗犯	38 (2)	3.1 (1.3)	35 (3)	3.8 (2.1)	▲3 (1)	▲7.9 (50.0)
その他	294 (20)	23.6 (13.2)	166 (19)	18.0 (13.2)	▲128 (▲1)	▲43.5 (▲5.0)
占有離脱物横領	143 (9)	11.5 (6.0)	58 (5)	6.3 (3.5)	▲85 (▲4)	▲59.4 (▲44.4)

備考1 触法少年を除く。

備考2 「その他」は、占有離脱物横領のほか、器物損壊、住居侵入などである。

(1) 凶悪犯の学職別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の犯罪少年のうち、凶悪犯の検挙人員は25人で、前年に比べ15人（37.5%）減少しています。  
 また、学職別では、有職少年が10人（40.0%）と最も多く、次いで無職少年が5人（20.0%）となっています。

表4-7-1 凶悪犯の学職別検挙状況 (人)

	総 数	生徒・学生				有 職 少 年	無 職 少 年	少 割 合 の 占 め る （ ％ ）	
		中 学 生	高 校 生	そ の 学 他 生	小 計				
3年	殺人	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3.4
	強盗	16 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (0)	6 (0)	4 (0)	17.2
	放火	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4.8
	強制性交等	6 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	8.7
	計	25 (1)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	10 (0)	10 (1)	5 (0)	10.3
	構成比(%)	—	16.0	16.0	8.0	40.0	40.0	20.0	—
2年	殺人	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4.9
	強盗	32 (1)	3 (1)	7 (0)	2 (0)	12 (1)	8 (0)	12 (0)	25.4
	放火	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
	強制性交等	6 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	9.8
	計	40 (1)	3 (1)	11 (0)	4 (0)	18 (1)	9 (0)	13 (0)	16.1
	構成比(%)	—	16.0	16.0	8.0	40.0	40.0	20.0	—
増減数	▲15 (0)	1 (▲1)	▲7 (0)	▲2 (0)	▲8 (▲1)	1 (1)	▲8 (0)	—	
増減率(%)	▲37.5 (0.0)	33.3 (▲100.0)	▲63.6 (-)	(50.0) (-)	▲44.4 (▲100.0)	11.1 (-)	(61.5) (-)	—	

備考1 触法少年を除く。

備考2 「少年の占める割合」とは、成人を含めた検挙人員に占める少年の割合を示す。以下同じ。

(2) 粗暴犯の学職別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の犯罪少年のうち、粗暴犯の検挙人員は179人で、前年に比べ13人（6.8%）減少しています。  
 また、学職別では、高校生が62人（34.6%）と最も多く、次いで有職少年が48人（26.8%）となっています。

表4-7-2 粗暴犯の学職別検挙状況 (人)

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年	割合（%） 少年の占める	
		中学生	高校生	その学生 他生	小計				
3年	暴行	26 (2)	10 (0)	8 (1)	1 (0)	19 (1)	6 (0)	1 (1)	2.9
	傷害	124 (16)	28 (6)	41 (5)	4 (1)	73 (12)	33 (1)	18 (3)	12.3
	脅迫	5 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	5.7
	恐喝	24 (2)	3 (0)	13 (2)	0 (0)	16 (2)	7 (0)	1 (0)	30.8
	凶器準備集合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0
	計	179 (20)	43 (6)	62 (8)	6 (1)	111 (15)	48 (1)	20 (4)	8.7
	構成比 (%)	—	24.0	34.6	3.4	62.0	26.8	11.2	—
2年	暴行	30 (1)	8 (0)	10 (0)	4 (0)	22 (0)	6 (0)	2 (1)	2.7
	傷害	116 (9)	26 (1)	29 (4)	2 (0)	57 (5)	36 (1)	23 (3)	10.4
	脅迫	7 (1)	2 (1)	2 (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	2 (0)	8.0
	恐喝	28 (3)	1 (1)	6 (0)	0 (0)	7 (1)	14 (2)	7 (0)	35.9
	凶器準備集合	11 (0)	0 (0)	9 (0)	0 (0)	9 (0)	2 (0)	0 (0)	100.0
	計	192 (14)	37 (3)	56 (4)	6 (0)	99 (7)	59 (3)	34 (4)	8.0
	構成比 (%)	—	19.3	29.2	3.1	51.6	30.7	17.7	—
増減数	▲13 (6)	6 (3)	6 (4)	0 (1)	12 (8)	▲11 (▲2)	▲14 (0)	—	
増減率 (%)	▲6.8 (42.9)	16.2 (100.0)	10.7 (100.0)	0.0 (-)	12.1 (114.3)	▲18.6 (▲66.7)	▲41.2 (0.0)	—	

備考 触法少年を除く。

(3) 窃盗犯の学職別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の犯罪少年のうち、窃盗犯の検挙人員は443人で、前年に比べ193人（30.3%）減少しています。

また、学職別では、高校生が210人（47.4%）と最も多く、次いで中学生が69人（15.6%）となっています。

表4-7-3 窃盗犯の学職別検挙状況

(人)

		総 数	生徒・学生				有職 少年	無職 少年	割合 （%） 少年の 占める
			中 学 生	高 校 生	その 学 他 生	小 計			
3年	侵入盗	4 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2.5
	乗物盗	168 (13)	30 (8)	86 (2)	13 (1)	129 (11)	16 (0)	23 (2)	44.4
	非侵入盗	271 (77)	39 (16)	122 (36)	20 (5)	181 (57)	50 (9)	40 (11)	5.1
	計	443 (90)	69 (24)	210 (38)	33 (6)	312 (68)	67 (9)	64 (13)	7.5
	構成比 (%)	—	15.6	47.4	7.4	70.4	15.1	14.4	—
2年	侵入盗	17 (1)	1 (1)	8 (0)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	3 (0)	8.8
	乗物盗	234 (33)	46 (11)	127 (15)	17 (1)	190 (27)	21 (4)	23 (2)	47.5
	非侵入盗	385 (76)	68 (16)	176 (36)	20 (2)	264 (54)	76 (13)	45 (9)	7.4
	計	636 (110)	115 (28)	311 (51)	39 (3)	465 (82)	100 (17)	71 (11)	10.8
	構成比 (%)	—	18.1	48.9	6.1	73.1	15.7	11.2	—
増減数	▲193 (▲20)	▲46 (▲4)	▲101 (▲13)	▲6 (3)	▲153 (▲14)	▲33 (▲8)	▲7 (2)	—	
増減率 (%)	▲30.3 (▲18.2)	▲40.0 (▲14.3)	▲32.5 (▲25.5)	▲15.4 (100.0)	▲32.9 (▲17.1)	▲33.0 (▲47.1)	▲9.9 (18.2)	—	

備考1 触法少年を除く。

備考2 「乗物盗」とは、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう。

(4) 街頭犯罪の検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の街頭犯罪のうち少年の検挙人員は213人で、前年に比べ66人（23.7%）減少しています。

表4-7-4 街頭犯罪の検挙状況

(人)

		29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	検挙人員	1,142	992	846	652	536	▲116	▲17.8
	うち少年	531	403	349	279	213	▲66	▲23.7
	少年の占める割合(%)	46.5	40.6	41.3	42.8	39.7	—	—
路上強盗	検挙人員	28	13	26	32	41	9	28.1
	うち少年	9	6	11	13	12	▲1	▲7.7
	少年の占める割合(%)	32.1	46.2	42.3	40.6	29.3	—	—
ひったくり	検挙人員	36	28	27	27	13	▲14	▲51.9
	うち少年	12	11	10	4	4	0	0.0
	少年の占める割合(%)	33.3	39.3	37.0	14.8	30.8	—	—
車上ねらい	検挙人員	81	67	76	42	60	18	42.9
	うち少年	10	4	12	0	2	2	—
	少年の占める割合(%)	12.3	6.0	15.8	—	3.3	—	—
部品ねらい	検挙人員	53	54	35	37	35	▲2	▲5.4
	うち少年	33	31	21	19	23	4	21.1
	少年の占める割合(%)	62.3	57.4	60.0	51.4	65.7	—	—
自動販売機ねらい	検挙人員	45	28	16	21	9	▲12	▲57.1
	うち少年	41	18	6	9	4	▲5	▲55.6
	少年の占める割合(%)	91.1	64.3	37.5	42.9	44.4	—	—
自動車盗	検挙人員	47	29	32	28	24	▲4	▲14.3
	うち少年	5	1	1	3	3	0	0.0
	少年の占める割合(%)	10.6	3.4	3.1	10.7	12.5	—	—
オートバイ盗	検挙人員	157	135	86	87	85	▲2	▲2.3
	うち少年	146	125	80	81	78	▲3	▲3.7
	少年の占める割合(%)	93.0	92.6	93.0	93.1	91.8	—	—
自転車盗	検挙人員	695	638	548	378	269	▲109	▲28.8
	うち少年	275	207	208	150	87	▲63	▲42.0
	少年の占める割合(%)	39.6	32.4	38.0	39.7	32.3	—	—

備考1 触法少年を除く。

備考2 街頭犯罪とは、路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の8罪種をいう。

(5) 刑法犯に占める初発型非行の割合（犯罪少年）

令和3年中の本県の初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）の検挙人員は390人で、前年に比べ240人（38.1%）減少しています。  
また、刑法犯全体に占める初発型非行の少年の検挙人員の割合は42.3%となっています。

表4-7-5 刑法犯に占める割合の推移

(人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
刑法犯	2,135	1,704	1,409	1,245	921	▲324	▲26.0
総数	1,342	967	776	630	390	▲240	▲38.1
構成比(%)	62.9	56.7	55.1	50.6	42.3	—	—
万引き	621	439	320	256	167	▲89	▲34.8
占める割合(%)	29.1	25.8	22.7	20.6	18.1	—	—
自転車盗	275	207	208	150	87	▲63	▲42.0
占める割合(%)	12.9	12.1	14.8	12.0	9.4	—	—
オートバイ盗	146	125	80	81	78	▲3	▲3.7
占める割合(%)	6.8	7.3	5.7	6.5	8.5	—	—
占有離脱物横領	300	196	168	143	58	▲85	▲59.4
占める割合(%)	14.1	11.5	11.9	11.5	6.3	—	—

備考 触法少年を除く。



(6) 再犯者率（犯罪少年）

令和3年中の本県の刑法犯少年の再犯者率は35.6%で、前年に比べ3.2ポイント増加し、再犯者率は過去5年間に於いては32%～37%内を推移しています。

表4-7-6 再犯者率の推移 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減ポイント
刑法犯	2,135	1,704	1,409	1,245	921	—
再犯者	729	617	477	403	328	—
再犯者率(%)	34.1	36.2	33.9	32.4	35.6	3.2
凶悪犯	26	23	31	40	25	—
再犯者	19	11	15	24	15	—
再犯者率(%)	73.1	47.8	48.4	60.0	60.0	0.0
粗暴犯	205	277	228	192	179	—
再犯者	110	162	117	93	73	—
再犯者率(%)	53.7	58.5	51.3	48.4	40.8	▲7.6
窃盗犯	1,321	954	766	636	443	—
再犯者	437	300	244	200	149	—
再犯者率(%)	33.1	31.4	31.9	31.4	33.6	2.2
その他	450	384	384	377	274	—
再犯者	144	101	101	86	91	—
再犯者率(%)	32.0	26.3	26.3	22.8	33.2	10.4

備考1 触法少年を除く。

備考2 再犯者率とは、刑法犯少年（触法少年を除く）に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

【参考】 刑法犯の成人被疑者の再犯者率の推移（神奈川県） (人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減ポイント
刑法犯	12,296	11,030	9,720	9,872	9,645	—
再犯者	6,275	5,638	5,018	5,130	5,022	—
再犯者率(%)	51.0	51.1	51.6	52.0	52.1	0.1

(7) 共犯率（犯罪少年）

令和3年中の本県の刑法犯少年の共犯率は35.4%で、前年に比べ3.4ポイント増加しています。

表4-7-7 共犯率の推移 (件)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減ポイント
刑法犯（検挙件数）	2,285	1,939	1,687	1,602	1,219	—
共犯事件	532	431	422	512	431	—
共犯率(%)	23.3	22.2	25.0	32.0	35.4	3.4
凶悪犯	18	22	20	23	15	—
共犯事件	4	1	5	8	5	—
共犯率(%)	22.2	4.5	25.0	34.8	33.3	▲1.5
粗暴犯	188	214	162	146	135	—
共犯事件	34	47	56	40	42	—
共犯率(%)	18.1	22.0	34.6	27.4	31.1	3.7
窃盗犯	1,389	1,102	908	904	668	—
共犯事件	387	284	258	373	288	—
共犯率(%)	27.9	25.8	28.4	41.3	43.1	1.8
その他	690	601	597	529	401	—
共犯事件	107	99	103	91	96	—
共犯率(%)	15.5	16.5	17.3	17.2	23.9	6.7

備考1 触法少年の事案を除く。

備考2 共犯率とは、刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合をいい、少年と成人の共犯事件は含まない。

## 8 触法少年の補導状況

### (1) 刑法犯少年の罪種別補導状況（触法少年）

令和3年中の本県の刑法犯少年のうち、触法少年の補導人員は58人で、前年に比べ8人（16.0%）増加しています。

表4-8-1 触法少年の罪種別補導状況 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	171 (26)	146 (30)	97 (6)	50 (6)	58 (11)	8 (5)	16.0 —
凶悪犯	3	3	5	2	2	0	0.0
構成比(%)	1.8	2.1	5.2	4.0	3.4	—	—
粗暴犯	34	30	25	16	9	▲7	▲43.8
構成比(%)	19.9	20.5	25.8	32.0	15.5	—	—
窃盗犯	88	76	45	20	21	1	5.0
構成比(%)	51.5	52.1	46.4	40.0	36.2	—	—
知能犯	0	0	0	0	1	1	—
構成比(%)	—	—	—	—	1.7	—	—
風俗犯	8	9	6	7	5	▲2	▲28.6
構成比(%)	4.7	6.2	6.2	14.0	8.6	—	—
その他	38	28	16	5	20	15	300.0
構成比(%)	22.2	19.2	16.5	10.0	34.5	—	—

### (2) 刑法犯少年の学職別補導状況（触法少年）

令和3年中の本県の刑法犯少年のうち、触法少年の補導人員は58人で、そのうち中学生が38人となっています。

表4-8-2 触法少年の学職別補導状況 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	171 (26)	146 (30)	97 (6)	50 (6)	58 (11)	8 (5)	16.0 —
小学生	64 (16)	77 (15)	31 (2)	17 (2)	20 (4)	3 (2)	17.6 —
中学生	107 (10)	69 (15)	66 (4)	33 (4)	38 (7)	5 (3)	15.2 —

## 第5 特別法犯

### 1 特別法犯少年の検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の特別法犯少年の検挙人員は533人で、前年に比べ46人（9.4%）増加しています。

表5-1 特別法犯少年の法令別検挙状況

（人）

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	500 (72)	494 (66)	441 (37)	487 (58)	533 (55)	46 (▲3)	9.4 (▲5.2)
軽犯罪法	175 (19)	116 (9)	68 (5)	96 (8)	94 (4)	▲2 (▲4)	▲2.1 (▲50.0)
迷惑行為防止条例	74 (2)	95 (2)	56 (0)	45 (0)	68 (0)	23 (0)	51.1 —
風営適正化法	5 (3)	3 (2)	2 (1)	2 (0)	3 (1)	1 (1)	50.0 —
児童買春・児童ポルノ法	113 (10)	120 (12)	137 (6)	158 (14)	137 (13)	▲21 (▲1)	▲13.3 (▲7.1)
児童福祉法	10 (9)	10 (7)	3 (2)	4 (3)	2 (0)	▲2 (▲3)	▲50.0 (▲100.0)
青少年保護育成条例	18 (0)	18 (1)	37 (0)	18 (0)	23 (0)	5 (0)	27.8 —
銃砲刀剣類所持等取締法	11 (1)	12 (0)	13 (0)	6 (2)	5 (1)	▲1 (▲1)	▲16.7 (▲50.0)
麻薬及び向精神薬取締法	2 (1)	3 (1)	2 (1)	6 (1)	4 (0)	▲2 (▲1)	▲33.3 (▲100.0)
大麻取締法	18 (1)	47 (6)	75 (8)	98 (7)	117 (7)	19 (0)	19.4 (0.0)
覚醒剤取締法	3 (2)	11 (7)	10 (3)	10 (4)	14 (8)	4 (4)	40.0 (100.0)
麻薬等特例法	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	— —
出会い系サイト規制法	15 (1)	11 (1)	3 (1)	6 (0)	8 (0)	2 (0)	33.3 —
その他	56 (23)	47 (18)	35 (10)	38 (19)	57 (21)	19 (2)	50.0 (10.5)

備考 触法少年を除く。

## 2 特別法犯少年の学職別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の特別法犯少年の学職別では、高校生が245人（46.0%）と最も多く、次いで有職少年が113人（21.2%）となっています。

表5-2 特別法犯少年の学職別検挙状況 (人)

		2年		3年		増減数	増減率(%)
		数	構成比(%)	数	構成比(%)		
総数		487 (58)		533 (55)		46 (▲3)	9.4 (▲5.2)
生徒・学生	中学生	58 (7)	11.9 (12.1)	47 (3)	8.8 (5.5)	▲11 (▲4)	▲19.0 (▲57.1)
	高校生	203 (19)	41.7 (32.8)	245 (28)	46.0 (50.9)	42 (9)	20.7 (47.4)
	その他の学生	63 (10)	12.9 (17.2)	74 (3)	13.9 (5.5)	11 (▲7)	17.5 (▲70.0)
	小計	324 (36)	66.5 (62.1)	366 (34)	68.7 (61.8)	42 (▲2)	13.0 (▲5.6)
有職少年		109 (8)	22.4 (13.8)	113 (8)	21.2 (14.5)	4 (0)	3.7 (0.0)
無職少年		54 (14)	11.1 (24.1)	54 (13)	10.1 (23.6)	0 (▲1)	0.0 (▲7.1)

備考 触法少年を除く。

## 3 特別法犯少年の年齢別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の特別法犯少年の年齢別では、19歳が135人（25.3%）と最も多く、次いで18歳が132人（24.8%）となっています。

表5-3 特別法犯少年の年齢別検挙・補導状況 (人)

		2年		3年		増減数	増減率(%)
		数	構成比(%)	数	構成比(%)		
総数		487 (58)		533 (55)		46 (▲3)	9.4 (▲5.2)
犯罪少年	19歳	143 (18)	29.4 (31.0)	135 (8)	25.3 (14.5)	▲8 (▲10)	▲5.6 (▲55.6)
	18歳	76 (9)	15.6 (15.5)	132 (13)	24.8 (23.6)	56 (4)	73.7 (44.4)
	17歳	97 (14)	19.9 (24.1)	99 (14)	18.6 (25.5)	2 (0)	2.1 (0.0)
	16歳	80 (9)	16.4 (15.5)	85 (11)	15.9 (20.0)	5 (2)	6.3 (22.2)
	15歳	52 (3)	10.7 (5.2)	49 (7)	9.2 (12.7)	▲3 (4)	▲5.8 (133.3)
	14歳	39 (5)	8.0 (8.6)	33 (2)	6.2 (3.6)	▲6 (▲3)	▲15.4 (▲60.0)

備考 触法少年を除く。

#### 4 薬物乱用少年の学職別検挙状況（犯罪少年）

令和3年中の本県の薬物乱用少年の検挙人員は136人で、前年に比べ22人（19.3%）増加しています。

学職別では、有職少年が60人（44.1%）と最も多く、次いで高校生が31人（22.8%）となっています。

表5-4 薬物乱用少年の学職別検挙状況

（人）

	総 数	生徒・学生				有 職 少 年	無 職 少 年	
		中 学 生	高 校 生	そ の 学 他 生	小 計			
3年	大麻取締法	117 (7)	0 (0)	26 (1)	13 (1)	39 (2)	57 (2)	21 (3)
	覚醒剤取締法	14 (8)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	9 (6)
	麻薬及び 向精神薬取締 法	4 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
	麻薬等特例法	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	136 (15)	0 (0)	31 (3)	15 (1)	46 (4)	60 (2)	30 (9)
	構成比(%)	—	0.0	22.8	11.0	33.8	44.1	22.1
2年	大麻取締法	98 (7)	0 (0)	16 (2)	8 (1)	24 (3)	49 (0)	25 (4)
	覚醒剤取締法	10 (4)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	6 (2)	2 (1)
	麻薬及び 向精神薬取締 法	6 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (1)
	麻薬等特例法	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	114 (12)	0 (0)	19 (3)	9 (1)	28 (4)	58 (2)	28 (6)
	構成比(%)	—	0.0	16.7	7.9	24.6	50.9	24.6
増減数	22 (3)	0 (0)	12 (0)	6 (0)	18 (0)	2 (0)	2 (3)	
増減率(%)	19.3 (25.0)	—	63.2 (0.0)	66.7 (0.0)	64.3 (0.0)	3.4 (0.0)	7.1 (50.0)	

備考 触法少年を除く。

## 5 触法少年の補導状況

### (1) 特別法犯少年の補導状況（触法少年）

令和3年中の本県の特別法犯少年のうち、触法少年の補導人員は4人で、前年に比べ1人増加しています。

表5-5-1 触法少年の法令別補導状況

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	2 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	4 (2)	1 (2)	33.3 —
軽犯罪法	1	4	2	2	3	1	50.0
迷惑防止条例	1	0	1	0	1	1	—
児童買春・児童ポルノ法	0	0	1	0	0	0	—
その他	0	0	0	1	0	▲1	▲100.0

### (2) 特別法犯少年の学職別補導状況（触法少年）

令和3年中の本県の特別法犯少年のうち、触法少年の補導人員は4人で、学職別では小学生3人、中学生1人となっています。

表5-5-2 触法少年の学職別補導状況

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	2 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	4 (2)	1 (2)	33.3 —
小学生	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	3 (2)	— —
中学生	1 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	▲2 (0)	▲66.7 —



## 第7 不良行為少年

### 1 不良行為少年の推移

令和3年中の本県の不良行為少年は3万3,157人で、前年に比べ583人(1.8%)増加しています。  
不良行為少年のうち女子の占める割合は23.0%となっています。

表7-1 不良行為少年の推移

(人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	37,559 (8,186)	37,412 (9,340)	34,937 (9,862)	32,574 (7,493)	33,157 (7,627)	583 (134)	1.8 (1.8)
女子の占める割合(%)	21.8	25.0	28.2	23.0	23.0	—	—

### 2 不良行為少年の行為別補導状況

令和3年中の本県の不良行為少年の行為別では、喫煙が1万3,312人(40.1%)で最も多く、次いで深夜はいかいが1万2,255人(37.0%)となっており、喫煙と深夜はいかいで全体の77.1%を占めています。  
また、学職別では、高校生が1万5,890人(47.9%)で最も多く、次いでその他の学生が5,168人(15.6%)となっています。

表7-2 不良行為少年の行為別補導状況

(人)

	総数	構成比(%)	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その学生	小計		
総数	33,157 (7,627)	—	0 (0)	154 (65)	3,004 (1,261)	15,890 (4,187)	5,168 (704)	24,216 (6,217)	4,052 (215)	4,889 (1,195)
				0.5 (0.9)	9.1 (16.5)	47.9 (54.9)	15.6 (9.2)	73.0 (81.5)	12.2 (2.8)	14.7 (15.7)
飲酒	2,490 (680)	7.5 (8.9)	0 (0)	5 (4)	55 (27)	654 (211)	1,268 (316)	1,982 (558)	204 (26)	304 (96)
喫煙	13,312 (1,545)	40.1 (20.3)	0 (0)	7 (3)	413 (123)	3,876 (487)	2,832 (192)	7,128 (805)	3,116 (156)	3,068 (584)
薬物乱用	0 (0)	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
粗暴行為	122 (5)	0.4 (0.1)	0 (0)	26 (1)	49 (2)	41 (2)	1 (0)	117 (5)	0 (0)	5 (0)
暴走行為	4 (1)	0.01 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)
家出	49 (19)	0.1 (0.2)	0 (0)	7 (3)	23 (6)	14 (7)	1 (1)	45 (17)	0 (0)	4 (2)
深夜はいかい	12,255 (3,659)	37.0 (48.0)	0 (0)	63 (31)	1,274 (411)	9,125 (2,730)	67 (17)	10,529 (3,189)	529 (18)	1,197 (452)
怠学	110 (50)	0.3 (0.7)	0	5 (0)	36 (19)	69 (31)	0 (0)	110 (50)	0	0
不良交友	1 (0)	0.0 (—)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
不健全娯楽	1,853 (1,189)	5.6 (15.6)	0 (0)	38 (22)	1,039 (644)	772 (523)	0 (0)	1,849 (1,189)	2 (0)	2 (0)
迷惑行為	2,909 (449)	8.8 (5.9)	0 (0)	1 (0)	97 (21)	1,313 (180)	998 (177)	2,409 (378)	200 (15)	300 (56)
その他	52 (30)	0.2 (0.4)	0 (0)	2 (1)	17 (8)	23 (15)	1 (1)	43 (25)	0 (0)	9 (5)

備考 「その他の学生」とは、大学生、専門学校生等である。



### 3 不良行為少年の年齢別補導状況

令和3年中の本県の不良行為少年の年齢別では、17歳が8,510人（25.7%）と最も多く、次いで16歳が6,352人（19.2%）となっています。

図7-3 不良行為少年の年齢別補導状況

(人)

	総 数		1 4 歳 未 満	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳
総 数	33,157 ( 7,627)		957 ( 429)	1,243 ( 563)	3,752 ( 1,357)	6,352 ( 1,726)	8,510 ( 1,953)	6,183 ( 818)	6,160 ( 781)
		構成比(%)	2.9 ( 5.6)	3.7 ( 7.4)	11.3 ( 17.8)	19.2 ( 22.6)	25.7 ( 25.6)	18.6 ( 10.7)	18.6 ( 10.2)
飲 酒	2,490 ( 680)	7.5 ( 8.9)	7 ( 5)	27 ( 16)	91 ( 30)	189 ( 62)	275 ( 82)	788 ( 186)	1,113 ( 299)
喫 煙	13,312 ( 1,545)	40.1 ( 20.3)	96 ( 33)	185 ( 68)	534 ( 81)	1,461 ( 204)	2,337 ( 336)	4,398 ( 466)	4,301 ( 357)
薬 物 乱 用	0 ( 0)	0.0 ( 0.0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
粗 暴 行 為	122 ( 5)	0.4 ( 0.1)	46 ( 3)	21 ( 0)	20 ( 0)	17 ( 2)	14 ( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)
暴 走 行 為	4 ( 1)	0.01 ( 0.0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	2 ( 1)	1 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)
家 出	49 ( 19)	0.1 ( 0.2)	20 ( 7)	9 ( 2)	5 ( 3)	6 ( 3)	4 ( 2)	3 ( 0)	2 ( 2)
深 夜 は い か い	12,255 ( 3,659)	37.0 ( 48.0)	380 ( 150)	557 ( 204)	1,823 ( 510)	4,242 ( 1,365)	5,253 ( 1,430)		
怠 学	110 ( 50)	0.3 ( 0.7)	19 ( 7)	15 ( 7)	19 ( 11)	30 ( 15)	17 ( 7)	10 ( 3)	0 ( 0)
不 良 交 友	1 ( 0)	0.0 ( 0.0)	1 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
不 健 全 娯 楽	1,853 ( 1,189)	5.6 ( 15.6)	355 ( 213)	385 ( 256)	1,064 ( 689)	23 ( 16)	26 ( 15)	0 ( 0)	0 ( 0)
迷 惑 行 為	2,909 ( 449)	8.8 ( 5.9)	24 ( 7)	38 ( 8)	189 ( 28)	372 ( 54)	568 ( 69)	977 ( 160)	741 ( 123)
そ の 他	52 ( 30)	0.2 ( 0.4)	9 ( 4)	6 ( 2)	7 ( 5)	10 ( 4)	15 ( 12)	4 ( 3)	1 ( 0)

### 4 不良行為少年の場所別補導状況

令和3年中の本県の不良行為少年の補導場所別では、路上での補導が全体の53.7%を占めており、次いで公園・社寺が19.4%、コンビニエンスストアが13.4%となっています。

表7-4 不良行為少年の場所別補導状況

総数	路上	公園・社寺	コンビニエンスストア	デパート・スーパー	飲食店	駅構内	ゲームセンター	知人・友人宅	その他	
33,157	17,792	6,422	4,437	749	228	583	1,921	192	833	
	構成比	53.7	19.4	13.4	2.3	0.7	1.8	5.8	0.6	2.5

## 第8 校内暴力事件

### 1 校内暴力事件の検挙・補導状況

令和3年中の本県の校内暴力事件の検挙・補導人員は21人で、前年に比べ2人(10.5%)増加しています。

表8-1 校内暴力事件の推移

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
検 挙 件 数	42	23	18	17	21	4	23.5
検挙・補導人員	41	22	18	19	21	2	10.5
うち逮捕	8	8	6	4	0	▲4	▲100.0
被 害 者 数	44	23	18	22	24	2	9.1

### 2 校内暴力事件の態様別検挙・補導状況

令和3年中の本県の校内暴力事件の態様別検挙・補導件数では、対教師暴力事件が11件と最も多く、次いで生徒間暴力事件が10件となっています。  
学校別では、中学校が17件で最も多くなっています。

表8-2 校内暴力事件の態様別検挙・補導状況

		総 数			小 学 校			中 学 校			高 校		
		件数	検挙・補導人員	被害者	件数	検挙・補導人員	被害者	件数	検挙・補導人員	被害者	件数	検挙・補導人員	被害者
3 年	総 数	21	21	24	1	1	1	17	17	20	3	3	3
	対 教 師	11	11	14	0	0	0	11	11	14	0	0	0
	生 徒 間	10	10	10	1	1	1	6	6	6	3	3	3
	対 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 年	総 数	17	19	22	3	6	3	14	13	19	0	0	0
	対 教 師	12	11	17	0	0	0	12	11	17	0	0	0
	生 徒 間	4	7	4	3	6	3	1	1	1	0	0	0
	対 施 設	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
増 減 数		4	2	2	▲2	▲5	▲2	3	4	1	3	3	3
増 減 率 (%)		23.5	10.5	9.1	▲66.7	▲83.3	▲66.7	21.4	30.8	5.3	—	—	—

## 第9 少年の福祉を害する犯罪

### 1 福祉犯の推移（成人被疑者含む）

令和3年中の本県の福祉犯の検挙件数は932件で、前年に比べ35人（3.9%）増加し、検挙人員は771人で、前年に比べ1人（0.1%）減少し、被害少年数は545人で、前年に比べ8人（1.5%）増加しています。

表9-1 福祉犯の推移

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
検挙件数（件）	1,034	1,018	985	897	932	35	3.9
検挙人員（人）	829	844	826	772	771	▲ 1	▲0.1
被害少年数（人）	736	677	627	537	545	8	1.5

備考 刑法犯を含む。

### 2 福祉犯の法令別検挙状況

令和3年中の本県の福祉犯の法令別検挙では、児童買春・児童ポルノ法違反の検挙人員が400人と最も多く、次いで青少年保護育成条例違反が148人となっています。

表9-2 福祉犯の法令別検挙人員の状況 (人)

	29年	30年	元年	2年	3年	増減数	増減率(%)
総数	829	844	826	772	771	▲ 1	▲ 0.1
特別法犯	725	723	706	662	667	5	0.8
構成比(%)	87.5	85.7	85.5	85.8	86.5	—	—
児童福祉法	32	30	25	19	11	▲ 8	▲ 42.1
構成比(%)	4.4	4.1	3.5	2.9	1.6	—	—
職業安定法	3	6	0	4	0	▲ 4	▲ 100.0
構成比(%)	0.4	—	0.1	0.6	0.0	—	—
労働基準法	23	6	4	7	0	▲ 7	▲ 100.0
構成比(%)	3.2	0.8	0.6	1.1	0.0	—	—
風営適正化法	30	24	14	17	12	▲ 5	▲ 29.4
構成比(%)	4.1	3.3	2.0	2.6	1.8	—	—
未成年者飲酒禁止法	17	15	8	11	11	0	0.0
構成比(%)	2.3	2.1	1.1	1.7	1.6	—	—
未成年者喫煙禁止法	89	84	74	58	61	3	5.2
構成比(%)	12.3	11.6	10.5	8.8	9.1	—	—
麻薬及び 向精神薬取締法	0	0	1	0	0	0	—
構成比(%)	—	—	0.1	—	—	—	—
大麻取締法	0	3	6	7	11	4	57.1
構成比(%)	0.0	0.4	0.8	1.1	1.6	—	—
覚醒剤取締法	1	0	0	1	3	2	200.0
構成比(%)	0.1	—	—	0.1	0.4	—	—
青少年保護育成条例	163	164	159	142	148	6	4.2
構成比(%)	22.5	22.7	22.5	21.5	22.2	—	—
児童買春・ 児童ポルノ法	337	378	411	389	400	11	2.8
構成比(%)	46.5	52.3	58.2	58.8	60.0	—	—
出会い系 サイト規制法	30	13	3	7	10	3	42.9
構成比(%)	4.1	1.8	0.4	1.1	1.5	—	—
私事性的画像防止法	0	0	1	0	0	0	—
構成比(%)	—	—	0.1	—	—	—	—
刑法犯	104	121	120	110	104	▲ 6	▲ 5.5
構成比(%)	12.5	14.3	14.5	14.2	13.5	—	—

備考 特別法犯の構成比は、特別法犯総数に占める割合を算出している。

### 3 主な法令別検挙状況

#### (1) 児童買春・児童ポルノ法

令和3年中の本県の児童買春・児童ポルノ法違反の検挙人員は400人で、前年に比べ11人（2.8%）増加しており、違反態様別では児童買春が115人（28.8%）と最も多く、次いで児童ポルノ製造が109人（27.3%）となっています。

表9-3-1 児童買春・児童ポルノ禁止法違反検挙状況 (人)

	総数	児童買春	ポルノ製造	ポルノ公然陳列	ポルノ提供	その他
3年	400	115	109	91	26	59
	構成比(%)	28.8	27.3	22.8	6.5	14.8
2年	389	116	95	112	18	48
増減数	11	▲ 1	14	▲ 21	8	11
増減率(%)	2.8	▲ 0.9	14.7	▲ 18.8	44.4	22.9

#### (2) 神奈川県青少年保護育成条例

令和3年中の本県の青少年保護育成条例違反の検挙人員は148人で、前年に比べ6人（4.2%）増加しており、違反態様別ではみだらな性行為等が126人（85.1%）と最も多くなっています。

表9-3-2 神奈川県青少年保護育成条例違反検挙状況 (人)

	総数	みだらな性行為等	深夜同行外出	質受け・質受け	有害図書収	有害図書納	有害図書販	有害玩具販	その他
3年	148	126	19	2	0	0	0	1	
	構成比(%)	85.1	12.8	1.4	—	—	—	0.7	
2年	142	120	9	9	0	0	0	4	
増減数	6	6	10	▲ 7	0	0	0	▲ 3	
増減率(%)	4.2	5.0	111.1	▲ 77.8	—	—	—	▲ 75.0	

#### (3) 刑法犯

令和3年中の本県の福祉犯に関する刑法犯の検挙人員は104人で、前年に比べ6人（5.5%）減少しており、罪種別では強制わいせつが68人（65.4%）と最も多く、次いで強制性交等が24人（23.1%）となっています。

表9-3-3 刑法犯検挙状況 (人)

	総数	強制わいせつ	強制性交等	略取誘拐	逮捕監禁	保護者棄
3年	104	68	24	6	5	1
	構成比(%)	65.4	23.1	5.8	4.8	1.5
2年	110	77	19	5	9	0
増減数	▲ 6	▲ 9	5	1	▲ 4	1
増減率(%)	▲ 5.5	▲ 11.7	26.3	20.0	▲ 44.4	—

#### 4 被害少年

令和3年中の本県の福祉犯被害少年は545人で、そのうち女子が416人となっています。

##### (1) 法令別被害状況

令和3年中の本県の福祉犯被害少年の法令別では、児童買春・児童ポルノ法違反が161人(29.5%)と最も多く、次いで青少年保護育成条例違反が108人(19.8%)となっています。

表9-4-1 法令別被害状況

(人)

	2年		3年		増減数	増減率(%)
総数	537 (403)	構成比(%) 66.7 (59.8)	545 (416)	構成比(%) 69.2 (62.0)	8 (13)	1.5 (3.2)
特別法犯	358 (241)	66.7 (59.8)	377 (258)	69.2 (62.0)	19 (17)	5.3 (7.1)
児童福祉法	18 (15)	3.4 (3.7)	7 (7)	1.3 (1.7)	▲11 (▲8)	▲61.1 (▲53.3)
職業安定法	3 (3)	0.6 (0.7)	0 (0)	— —	▲3 (▲3)	▲100.0 (▲100.0)
労働基準法	4 (3)	0.7 (0.7)	0 (0)	— —	▲4 (▲3)	▲100.0 (▲100.0)
風営適正化法	12 (9)	2.2 (2.2)	15 (12)	2.8 (2.9)	3 (3)	25.0 (33.3)
未成年飲酒禁止法	10 (4)	1.9 (1.0)	15 (4)	2.8 (1.0)	5 (0)	50.0 (0.0)
未成年喫煙禁止法	57 (7)	10.6 (1.7)	57 (14)	10.5 (3.4)	0 (7)	0.0 (100.0)
麻薬及び 向精神薬取締法	0 (0)	— —	0 (0)	— —	0 (0)	— —
大麻取締法	7 (0)	1.3 —	11 (2)	2.0 (0.5)	4 (2)	57.1 —
覚醒剤取締法	1 (1)	0.2 (0.2)	3 (1)	0.6 (0.2)	2 (0)	200.0 (0.0)
青少年保護育成条例	100 (80)	18.6 (19.9)	108 (88)	19.8 (21.2)	8 (8)	8.0 (10.0)
児童買春・ 児童ポルノ法	146 (119)	27.2 (29.5)	161 (130)	29.5 (31.3)	15 (11)	10.3 (9.2)
私事性的画像防止法	0 (0)	— —	0 (0)	— —	0 (0)	— —
刑法犯	179 (162)	33.3 (40.2)	168 (158)	30.8 (38.0)	▲11 (▲4)	▲6.1 (▲2.5)

(2) 学職別被害状況

令和3年中の本県の福祉犯被害少年の学職別では、高校生が261人（47.9%）と最も多く、次いで中学生が118人（21.7%）となっています。

表9-4-2 学職別被害状況

	2年		3年		増減数	増減率(%)
	数	構成比(%)	数	構成比(%)		
総数	537 (403)		545 (416)		8 (13)	1.5 3.2
小学生以下	90 (74)	16.8 (18.4)	69 (61)	12.7 (11.2)	▲21 (▲13)	▲23.3 ▲17.6
中学生	117 (93)	21.8 (23.1)	118 (103)	21.7 (24.8)	1 (10)	0.9 10.8
高校生	242 (189)	45.1 (46.9)	261 (201)	47.9 (48.3)	19 (12)	7.9 6.3
大学生・その他学生	18 (13)	3.4 (3.2)	20 (11)	3.7 (2.6)	2 (▲2)	11.1 ▲15.4
有職少年	32 (9)	6.0 (2.2)	40 (18)	7.3 (4.3)	8 (9)	25.0 100.0
無職少年	38 (25)	7.1 (6.2)	37 (22)	6.8 (5.3)	▲1 (▲3)	▲2.6 ▲12.0

## 第10 少年相談

### 1 少年相談の推移

令和3年中の本県の少年相談受理件数は1,485件で、前年に比べ167件（12.7%）増加しています。

表10-1 少年相談の推移

(件)

	28年	29年	30年	元年	2年	増減数	増減率(%)
新規受理	4,364	4,160	2,152	1,318	1,485	167	12.7
保護者等から	3,623	3,613	1,863	1,172	1,277	105	9.0
占める割合(%)	83.0	86.9	86.6	88.9	86.0	—	—

### 2 内容別相談状況

令和3年中の本県の相談内容別では、非行問題が598件（40.3%）と最も多く、次いで被害問題が421件（28.4%）となっています。

表10-2 内容別相談状況

	2年		3年		増減数	増減率(%)
総数	1,318	構成比(%)	1,485	構成比(%)	167	12.7
非行問題	598	45.4	598	40.3	0	0.0
学校問題	23	1.7	40	2.7	17	73.9
家庭問題	173	13.1	198	13.3	25	14.5
交友問題	73	5.5	67	4.5	▲6	▲8.2
健康問題	22	1.7	22	1.5	0	0.0
家出	35	2.7	39	2.6	4	11.4
被害問題	331	25.1	421	28.4	90	27.2
刑法犯	46	3.5	60	4.0	14	30.4
いじめ	26	2.0	47	3.2	21	80.8
児童虐待	96	7.3	126	8.5	30	31.3
福祉犯	73	5.5	88	5.9	15	20.5
その他	90	6.8	100	6.7	10	11.1
その他	63	4.8	100	6.7	37	58.7

### 3 対象少年の学職別相談状況

令和3年中の本県の相談対象少年の学職別では、中学生が525件（35.4%）と最も多く、次いで高校生が413件（27.8%）となっています。

表10-3 対象少年の学職別相談状況

(件)

	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年	不詳
			小学生	中学生	高校生	その 他の学 他生			
3年	1,485	31	320	525	413	68	14	50	64
	構成比(%)	2.1	21.5	35.4	27.8	4.6	0.9	3.4	4.3
2年	1,318	16	280	537	301	53	20	55	56
	構成比(%)	1.2	21.2	40.7	22.8	4.0	1.5	4.2	4.2
増減数	167	15	40	▲12	112	15	▲6	▲5	8
増減率(%)	12.7	93.8	14.3	▲2.2	37.2	28.3	▲30.0	▲9.1	14.3